

議案第五十二号

専決処分について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同法同条第三項の規定により、これを本議会に報告して承認を求めらる。

昭和六十一年四月二十八日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十年四月廿八日 原案承認

三朝町議会議長名越典由



専決第一号

専決処分書

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により、三朝町税
条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

昭和六十一年三月三十一日

三朝町長 安田真一郎

三朝町条例第 号

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「二十二万四千円」を「二十四万八千円」に改める。

第九十九条第一項中「第四百八十九条第九項」を「第四百八十九条第十項」に、「第四百八十九条第十項」を「第四百八十九条第十一項」に改める。

第一百五一条第一項中「第四百八十九条第九項若しくは第十項」を「第四百八十九条第十項若しくは第十一項」に改める。

第一百十条中「第四百八十九条第一項、第二項及び第五項から第十四項まで」を「第四百八十九条第一項、第二項及び第五項から第十五項まで」に、「第四百八十九条第九項若しくは第十項」を「第四百八十九条第十項若しくは第十一項」に改める。

附則第五条第一項中「二十九万円」を「三十一万円」に改める。

附則第八条第一項中「昭和六十一年度」を「昭和六十六年度」に改める。

附則第十六条の二を次のように改める。

(たばこ消費税の税率の特例)

第十六条の二 昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に第九十二条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた製造たばこに係るたばこ消費税の従量割の税率は、第九十五条の規定にかかわらず、千本につき六百四十円とする。

2 昭和六十一年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの間に第九十二条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等が行われた製造たばこに係るたばこ消費税の従価割の課税標準は、第九十四条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する金額(法第四百六十七条第二項の規定の適用を受ける製造たばこに該当する場合には、租税特別措置法第八十七条の四の規定(たばこ消費税法(昭和五十九年法律第七十二号)第十條第二項の規定の適用を受ける製造たばこに係る同項に規定する課税標準たる金額の算定方法に係る部分に限る。)の例により算定した金額)から、次の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額を控除した金額とする。

製造たばこの区分	控除金額
一 喫煙用の製造たばこ	千本につき 千円
イ 紙巻たばこ	千本につき 千円
ロ パイプたばこ	一キログラムにつき 千円
ハ 葉巻たばこ	一キログラムにつき 千円
ニ 刻みたばこ	一キログラムにつき 五百円
二 かみ用の製造たばこ	一キログラムにつき 五百円
三 かぎ用の製造たばこ	一キログラムにつき 五百円

3 前項の規定の適用がある場合における第九十五条の四第一項から第四項までの規定の適用については、同条第一項中「小売定価に相当する金額」とあるのは「小売定価に相当する金額から、附則第十六条の二第二項の表の上欄に掲げる製造たばこの区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額を控除した金額」と、「第三十四号の二様式」とあるのは「第四十八

号の五様式」と、同条第二項中「第三十四号の二の二様式」とあるのは「第四十八号の六様式」と、同条第三項中「第三十四号の二の六様式」とあるのは「第四十八号の九様式」と、同条第四項中「第三十四号の二様式又は第三十四号の二の二様式」とあるのは「第四十八号の五様式又は第四十八号の六様式」とする。

附則第十六条の三第四項中「昭和六十年年度分及び昭和六十一年度分」を「昭和六十年年度分及び昭和六十二年年度分」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、三朝町税条例第九十九条第一項、第二百五条第一項及び第一百十条の改正規定は、同年六月一日から施行する。

(町民税に関する経過措置)

第二条 改正後の三朝町税条例(以下「新条例」という。)第二十四条第二項及び附則第五条第一項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分個人の町民税について適用し、昭和六十年年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

(町たばこ消費税に関する経過措置)

第三条 昭和六十一年五月一日(次項及び第三項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであつた町たばこ消費税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(同法第四百六十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第九十二条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第六項において同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第十三号)附則二十一条第四項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ消費税を課されることとなるときは、これらの者が卸売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には三朝町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者か小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を指定日に町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなし

て、これらの者に町たばこ消費税を課する。この場合における町たばこ消費税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ消費税の税率は、千本につき二百九十円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十一年自治省令第六号）第二号様式による申告書を指定日から起算して一月以内に町長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、昭和六十一年十月三十一日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第六項において「施行規則」という。）第三十四号の二の五様式による納付書によつて納付しなければならない。

5 第二項の規定により町たばこ消費税を課する場合には同項から前項までに規定するもののほか、新条例第十九条、第九十四条第二項、第九十五条の四第四項及び第五項並びに第九十五条の七の規定を適用する。この場合において、新条例第十九条中「第九十五条の四第一項若しくは第二項」とあるのは三朝町税条例の一部を改正する条例（昭和六十一年三朝町条例第十九号。以下この条及び第二章第四節において「昭和六十一年改正条例」とい

う。附則第三条第四項」と同条第二号及び第三号中「第九十五条の四第一項若しくは第二項」とあるのは「昭和六十一年改正条例附則第三条第三項と、新条例第九十四条第二項中「前項」とあるのは「昭和六十一年改正条例附則第三条第二項」と、新条例第九十五条の四第四項中「施行規則第三十四号の二様式又は第三十四号の二の二様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令（昭和六十一年自治省令第六号）第二号様式」と、同条第五項中「第一項又は第二項」とあるのは「昭和六十一年改正条例附則第三条第四項」と、新条例第九十五条の七第二項中「第九十五条の四第一項又は第二項」とあるのは「昭和六十一年改正条例附則第三条第四項」と読み替えるものとする。

6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により町たばこ消費税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該町たばこ消費税に相当する金額を、新条例第九十五条の五の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき町たばこ消費税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る町たばこ消費税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例附則第十六条の二第三項の規定に

より読み替えて適用される新条例第九十五条の四第一項から第三項までの規定により町長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第十六号の五様式による書類を添付しなければならない。

